資料５

法務省説明資料

【通し番号 52】

原議保存期間１０年
（平成４１年３月３１日まで）

最高検刑第３８号
平成３０年７月２４日

高等検察庁次席検事　殿（参考送付）
地方検察庁次席検事　殿

最高検察庁刑事部長　落　合　義　和
最高検察庁公判部長　大　塲　亮太郎
（公印省略）

警察及び児童相談所との情報共有の強化について（通知）

児童が被害者等である事件については，平成２７年１０月２８日付け当庁刑事部長通知「警察及び児童相談所との更なる連携強化について」（最高検刑第１０３号）に基づき，児童の負担軽減及び児童の供述の信用性確保の観点から，警察又は児童相談所から情報提供を受け，警察及び児童相談所の担当者と協議を行って対応方針を検討し，三機関のうちの代表者が児童から聴取する取組（以下「代表者聴取」という。）等を実施しているものと承知しています。

このような事件において刑罰権を適切に行使するとともに，再犯により児童が繰り返し被害を受けることがないようにするとの観点からは，警察及び児童相談所との情報共有が重要であると考えられます。そこで，代表者聴取を実施した後においても，例えば，事件の処分の際などに警察及び児童相談所との間で行う打合せなど，適宜の機会を通じ，上記の観点から，必要かつ相当と認められる情報を提供するとともに，必要な情報を入手するなどし，情報の共有が図られるよう留意願います。

おって，本件については，法務省刑事局，警察庁及び厚生労働省と協議済みであり，警察庁及び厚生労働省からも別添の各通知が発出されましたので，申し添えます。

原議保存期間	３年(平成34年３月31日まで)
有効期間	一種(平成34年３月31日まで)

警察庁 丁刑企発第47号、丁生企発第490号
丁少発第165号、丁捜一発第83号
平成３０年７月２４日
警察庁刑事局刑事企画課長
警察庁生活安全局生活安全企画課長
警察庁生活安全局少年課長
警察庁刑事局捜査第一課長

警視庁刑事部長
警視庁生活安全部長
各道府県警察本部長 殿
各方面本部長
各管区警察局広域調整担当部長
（参考送付先）
警察大学校刑事教養部長
警察大学校生活安全教養部長
科学警察研究所総務部長

児童虐待事案に係る代表者聴取における検察及び児童相談所との更なる連携強化の推進について

児童を被害者等とする事案における代表者聴取については、「児童を被害者等とする事案への対応における検察及び児童相談所との更なる連携強化について」（平成27年10月28日付け警察庁丁刑企発第69号ほか）により取組が進められているところ、今月20日、児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議において取りまとめられた「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」に「協同面接（代表者聴取）の適切な実施と情報共有の推進」が盛り込まれ、「子どもの負担軽減を図りつつ、児童虐待に適切に対処し、子どもの二次被害を防止するため、児童相談所、警察及び検察による協同面接（代表者聴取）を引き続き適切に実施する。また、必要な情報共有を含め、より良い連携の在り方を検討していく。」とされたところである。

そこで、児童虐待事案に係る代表者聴取について、情報共有その他の連携を更に強化するため、下記の取組を推進することとされたい。

なお、本通達については法務省及び厚生労働省と協議済みであり、最高検察庁及び厚生労働省からも別添の通知が発出されているので申し添える。

記

１　代表者聴取実施後の情報共有

代表者聴取を実施した事案について、児童虐待事案に適切に対処する観点から、警察、検察及び児童相談所の三機関において打合せを行うことを含めた適切な方法により、必要な情報の共有に努めること。

なお、打合せの機会等に、警察が把握している情報の提供を求められた場合には、上記の観点から必要かつ相当と認められる範囲において、適切に対応すること。

２　警察、検察及び児童相談所の連携強化

都道府県警察本部、地方検察庁及び都道府県の児童福祉主管部局による連絡会議を実施するなどの方法により、各地の実情に応じた適切な連携体制を強化すること。

子家発 0724 第１号
平成 30 年７月 24 日

各 ｛都道府県／指定都市／児童相談所設置市｝ 児童福祉主管部(局)長　殿

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長
（ 公 印 省 略 ）

児童虐待事案に係る子どもの心理的負担等に配慮した面接の
取組に向けた警察・検察との更なる連携強化の推進について

子どもの心理的負担等に配慮した面接の取組に向けた警察・検察との更なる連携強化については、「子どもの心理的負担等に配慮した面接の取組に向けた警察・検察との更なる連携強化について」(平成 27 年 10 月 28 日付け雇児総発 1028 第１号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）により取組が進められているところ、今般、児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議において取りまとめられた、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策（平成 30 年７月 20 日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定)」において、児童虐待防止のための総合対策の一つとして「協同面接（代表者聴取）の適切な実施と情報共有の推進」が盛り込まれ、「必要な情報共有を含め、より良い連携の在り方を検討していく。」とされたものである。

そこで、児童虐待事案において、児童相談所、警察、検察の三機関間の連携強化を更に推進するため、下記のとおり通知するので、貴職におかれては、この内容を御了知いただくとともに、管内の児童相談所に周知を図り、対応に遺漏のないよう努められたい。

なお、本通知については、法務省刑事局及び警察庁と協議済みである。

また、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の４第１項の規定に基づく技術的助言である。

記

１．協同面接実施後の情報共有

協同面接を実施した事案について、子どもの支援のために必要があるときは、児童相談所、警察及び検察の三機関において打合せを行うことを含めた適切な方法により、必要な情報の共有に努めること。

なお、打合せの機会等に、警察や検察から、児童相談所が把握している情報の提供を求められた場合には、適切に対応すること。

２．児童相談所、警察及び検察の連携強化

都道府県の児童福祉主管部局、都道府県警察本部、地方検察庁による連絡会議を実施するなどの方法により、各自治体の実情に応じた適切な連携体制を強化すること。

以上

法務省の人権擁護機関の専用相談ダイヤル「女性の人権ホットライン」について

女性の人権ホットライン（全国共通） 0570－070－810［ゼロナナゼロのハートライン］

「女性の人権ホットライン」は，配偶者やパートナーからの暴力，職場等におけるセクシュアル・ハラスメント，ストーカー行為といった女性をめぐる様々な人権問題についての相談を受け付ける専用相談電話

電話は，最寄りの法務局・地方法務局につながり，相談は，女性の人権問題に詳しい法務局職員又は人権擁護委員が対応

［具体的施策の例］
- **専用相談ダイヤル「女性の人権ホットライン」の設置・広報**
- **被害申告があった場合には，人権侵犯事件として調査の上，事案に応じた救済措置を講ずる。**
- **性的な画像を含むインターネット上の人権侵害情報について削除方法の助言等を行う。**
- **人権相談活動を強化することを目的として，全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間を実施し，平日の電話相談受付時間を延長するとともに，土・日曜日も電話相談に応じている（本年度は，平成30年11月12日（月）～18日（日）に実施予定）。**

［女性を被害者とする主な救済措置の事例］

・夫の妻に対するDV

夫の暴力的行為から逃れるため子どもと共に親族宅に避難していた女性から，法務局の相談電話「女性の人権ホットライン」に相談がされた事案。

相談を受けたA法務局は，被害者が自宅のある県内のシェルターへの避難を希望していたことから，速やかに被害者の住所を管轄するB法務局に相談するよう案内するとともに，B法務局に対し，相談内容を連絡した。連絡を受けたB法務局は，当日中に被害者との面談を実施の上，被害者と共に市役所の担当課に赴き，被害者の状況を説明した。その結果，被害者らは同日中に婦人相談所のシェルターに一時保護された。

ＤＶ、ストーカー、児童虐待の被害にあわれている方へ

平成３０年１月２４日
ＤＶ等被害者法律相談援助が始まりました。

ＤＶ等被害者法律相談援助は、ＤＶ、ストーカー、児童虐待を現に受けている方を対象とする法律相談制度です。

法テラスでは、犯罪被害にあわれた方やご家族に対し、
「支援」に関するさまざまな情報をご案内しています。
　〇相談窓口、法制度のご紹介
　〇犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士のご紹介
　〇弁護士費用等の援助制度（ご利用には一定の要件があります。）

≪DV等被害者法律相談援助制度のご案内≫

■ご利用いただける方
ＤＶ、ストーカー、児童虐待を現に受けている方

■ご相談いただける内容
再被害の防止に関して必要な法律相談であれば、
刑事・民事問わずご相談いただけます。
法律相談は、弁護士との面談相談です。

■費用
一定の基準を超える資産をお持ちの方には、後日、
相談料（５，４００円）をご負担いただきます。

《資産基準》

法律相談実施時に有する処分可能な現金・預貯金の合計額が300万円以下であること
※ＤＶ、ストーカー、児童虐待の被害により、法律相談実施日から１年以内に支出することとなると認められる費用の額（治療費など）は、現金・預貯金の合計額から控除します。

法テラス

法テラスは、国が設立した公的な法人です。

《ご利用の流れ》

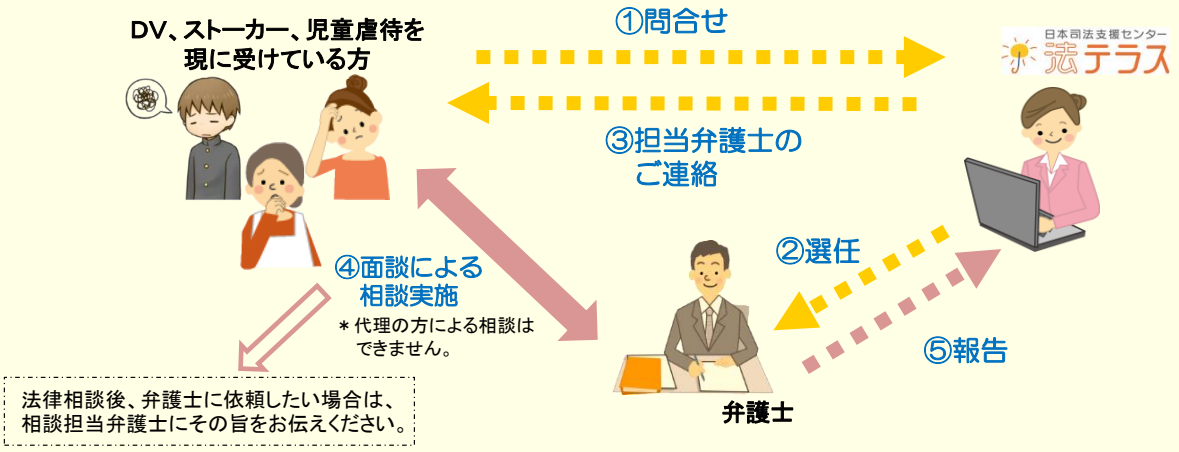

《援助の利用に関するQ＆A》

申込みはどうすれば良いですか？

お近くの法テラスまでお問い合わせください。
担当者が被害の状況などをお伺いします。

利用するための条件はありますか？

DV、ストーカー、児童虐待（※1）を現に受けている方（※2）であれば、資力にかかわらずご利用いただけます（※3）。

〇DV・・・・・・・・配偶者や事実上の配偶者、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力のことをいいます。
〇ストーカー・・・特定の者に対する恋愛感情又はそれが満たされない怨恨の感情を満たす目的で、つきまといやSNSを利用したメッセージ送信等の行為を繰り返し行うことをいいます。
〇児童虐待・・・保護者がその監護する児童（18歳未満）に対し、暴力を振るう、性的行為を要求する、食事を与えない、目の前で家族への暴力をふるうなどの行為を行うことをいいます。

※1　児童虐待防止法の対象が「18歳未満の児童」となっていることから、18歳以上の方には児童虐待に関する法律相談をご利用いただけませんので、ご了承ください。
※2　DV、ストーカー、児童虐待を現に受けている疑いがあると認められる方にも、ご利用いただけます。
※3　これらの被害にあわれている方でも、被害の状況等に応じ、他の制度をご案内する場合があります。

私名義の預貯金はありますが加害者に管理されているため、自由にお金を引き出すことができません。引き出せないお金も「資産」になりますか？

自由に引き出せない場合には、「資産」に含まれません。
資産基準の「資産」とは、法律相談実施時に自由に使える現金・預貯金をいいます。
具体的に「資産」に含まれるかどうかお知りになりたい方は、お近くの法テラスまでお問い合わせください。

代理で相談を受けても良いですか？

法律相談は、被害にあわれている方ご本人に受けていただく必要があります（※）。
制度利用をご希望の場合には、被害にあわれている方ご本人から法テラスへお問い合わせください。
※児童虐待の相談も同様です。

相談した弁護士に依頼したいのですが、弁護士費用が心配です。

一定の要件に該当する方は、弁護士費用等の援助制度（※）をご利用いただけます。
ご利用を希望される場合は、相談を担当した弁護士又は法テラスへお問い合わせください。
※DV等被害者法律相談援助とは別の制度です。